# 令和6年度鴨川市病院事業会計の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規 定により資金不足比率を公表します。

令和7年10月15日

鴨川市長 佐々木 久之

# 【令和6年度鴨川市病院事業の資金不足比率】

| 比率名    | 令和6年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|---------|
| 資金不足比率 | _     | 20.00%  |

## 【内容】

# 1 資金不足比率

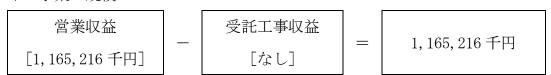


## ア 資金の不足額



※ 上記の算式数値が正の値の場合のみ資金の不足額が算定され、負の場合は 「該当なし」となる。

## イ 事業の規模



※ 令和6年度鴨川市病院事業会計決算においては、債権が債務を上回っているので、資金不足額は発生しないため、資金不足比率は該当なしです。